



関西大学 法学研究所 第147回特別研究会

「人身損害法なる法 は存在するか？」

近時、フランスでは人身損害賠償に関する専門化が進んでおり、様々な現象からその傾向を見てとることができるが、そのことは新しい法分野として人身損害賠償法を捉えることまで語り得るのだろうか。この問題は、どの国の法システムにおいても提起され得るものであるが、民事責任法の改正草案が提示されたフランス法の現状は何を我々に語るだろうか。果たして、改正草案が予定する特別な取扱い、人身損害賠償法が民事責任法から独立した、独自の法として捉えることを示唆するのであるか。これが本報告のテーマである。

講演 オリヴィエ・グー氏 *Olivier GOUT* (リヨン第3大学 教授)
【2019年度 政策創造学部 外国人招へい研究者】

司会 住田 守道氏 (大阪府立大学 准教授)

2019年

5/8(水)

16:20~17:50

場所

千里山キャンパス
児島惟謙館1階 第1会議室



聴講無料・申込不要

お問い合わせ先

関西大学 研究推進・社会連携事務局
研究所事務グループ

〒564-8680 吹田市山手町3-3-35
TEL:06-6368-0329 FAX:06-6339-7721
E-mail:hogakuken@ml.kandai.jp